



学校で教えてもらえないこと

國重友美 Kunishige Tomomi

私の英漢字（ええかんじ）書家としての道のりはわからないことだらけだ。

小さい頃から書で食べていきたいと漠然と思っていたが、どうして転校して書道教室が変わるたびにまた9級から始まるのか、書道家と書家の違いが何なのか、どうやったら書家になれるのか、などがわからなかった。

書道には会派といったものがあってそれぞれの会派で段位を取得しても全国共通ではない。それがわかってからは大学に進学し、書道の教員免許を取得しようと思った。そこでもまた国語科の教員免許も取得していないと採用が難しいといった現実があった。美術や音楽には他の教科の教員免許を持っていた方が有利などということはないのに、どうして書道には必要なのだろうか？ 大学を選択するときも、国立大の教育学部だと書道の教員免許しか取得できなくて私立だと同じ4年間で国語科の教員免許も取得できる。どうして国立大でも同じように取得できないのだろうか、小学校、中学校の書道科の先生はいないのにどうして免許もない先生が教えられるのか、などといったいろいろとわからない壁にぶつかった。今回は「英漢字書家」になってから最初に学んだ「学校で教えてもらえないこと」のお話をしたい。

英漢字の作品集を出した出版社にメールがきた。それはある学校の書道の先生からで、「とても面白い書だと思ったのでコピーをして生徒に臨書（お手本を見て書くこと）させました」という内容だった。とても嬉しいことだけど私はとても恐ろしくなった。ふと自分が教育実習のときにこの先生と同じように当たり前のように本をコピーして生徒に配っていたことを思い出した。

私も英漢字をひらめくまでは全く意識もしなかつ

たが、特許庁に電話したり、著作権や、知的財産といったものを1年間独学で学びやっと商標登録ができたという経験を経て、どうして知的財産について学校の授業でちゃんと教えてもらうことはないのだろうか？と疑問を抱いた。学校で教えてもらえないのに社会に出ると「当たり前でしょ！知らないほうが悪い」となる。これでは生徒がかわいそうだ。

以前に漫画家の方たちが著作権の問題で集団訴訟をされた事件があったり、最近では中国の偽ディズニーランドといった問題がメディアに大きく取り上げられたりと、世界的に見ても知的財産についての裁判は日常的に行われている。

私も以前にあるイラストレーターの方が大手の企業のカレンダーとして「ええかんじカレンダー」というタイトルで出版されていて、その時の私の所属事務所とその会社の顧問弁護士とで話し合いになったことがあった。大きく問題になる前にカレンダーは回収されて裁判にはならなかった。また私の作品を購入されたお客様がその作品をデータで取り込んでお店のロゴにしたいと言われたこともあった。知らないということは本当に恐ろしいことだと思った。しかし世の中に出ると知りませんでしたはずまないこともあるのだ。

文明が発達しパソコンでさまざまなことができるようになると知的財産権に対する意識が本当に大切になってくる。教育現場の最前線である先生方には、その機会が多いだけに、より意識し、さらに子どもたちにも伝えていってもらいたい、と願います。

くにしげ ともみ 英漢字[®]書家

英語でも漢字でも同じ意味になる新感覚アート「英漢字」を発案。選りすぐりの作品を集めた英漢字作品集『御祝』（TOKIMEKI パブリッシング）が好評発売中。